

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 3 号

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則（平成 3 0 年総社市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
（指導） 第 6 条 法第 1 3 条第 1 項の規定による指導は、指導書（様式第 3 号）により、<u>法第 2 2 条第 1 項の規定による指導は、指導書（様式第 3 号の 2）により行うものとする。</u> （勧告） 第 7 条 法第 1 3 条第 2 項の規定による勧告は、<u>勧告書（様式第 4 号）により、法第 2 2 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号の 2）により行うものとする。</u> （緊急安全措置） 第 1 0 条 条例第 1 7 条第 3 項の規定による通知は、緊急安全措置通知書（様式第 1 4 号）により行うものとする。 <u>様式第 3 号（第 6 条関係）</u>	（指導） 第 6 条 法第 2 2 条第 1 項の規定による指導は、指導書（<u>様式第 3 号</u>）により行うものとする。 （勧告） 第 7 条 法第 2 2 条第 2 項の規定による勧告は、<u>勧告書（様式第 4 号）</u>により行うものとする。 （緊急安全措置） 第 1 0 条 条例第 <u>1 6 条</u>第 3 項の規定による通知は、緊急安全措置通知書（様式第 1 4 号）により行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(別紙のとおり) <u>様式第 3 号の 2 (第 6 条関係)</u> (別紙のとおり) <u>様式第 4 号 (第 7 条関係)</u> (別紙のとおり) <u>様式第 4 号の 2 (第 7 条関係)</u> (別紙のとおり) <u>様式第 1 4 号 (第 1 0 条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第 3 号 (第 6 条関係)</u> 略 <u>様式第 4 号 (第 7 条関係)</u> 略 <u>様式第 1 4 号 (第 1 0 条関係)</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

様

総社市長 印

指導書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められます。空家等の適切な管理を促進し、周辺の生活環境の保全を図るため、法第13条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名

- 2 指導の内容

- 3 指導に至った事由

- 4 指導の責任者

- 5 空家等相談窓口

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長 

指導書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められます。空家等の適切な管理を促進し、周辺の生活環境の保全を図るため、法第22条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 空家等相談窓口

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



勧告書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



勧告書

次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第2条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

（備考）

第 号
年 月 日

様

総社市長



緊急安全措置通知書

次の特定空家等は、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態となっていました。
ついては、総社市空家等の対策の推進に関する条例第17条の規定により、危険な状態を回避するための必要な措置を次のとおり講じましたので通知します。
なお、この措置に要する費用の負担については、所有者等から徴収いたします。

記

- 1 緊急安全措置を講じた特定空家等
所在地
用 途
氏 名
- 2 緊急安全措置を講じた日時
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 緊急安全措置の内容
- 4 緊急安全措置を講じた事由